

令和5年第3回

西予市議会臨時会議案

令和5年5月23日
西予市

目 次

議案番号	件 名	ページ
承認第 5 号	専決処分第 5 号の承認を求めることについて(西予市職員の特殊勤務手当に関する条例及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について)	1
議案第50号	C A T V整備事業 三瓶サブセンター整備工事請負契約について	4
議案第51号	西予市土地開発公社の解散について	6
議案第52号	令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)	別冊
議案第53号	西予市公平委員会委員の選任について	7
議案第54号	西予市教育委員会委員の任命について	8

承認第 5 号

専決処分第 5 号の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当に関する措置を令和 5 年 5 月 7 日までとするため専決処分したものである。

専決第5号

西予市職員の特殊勤務手当に関する条例及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例の制定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月7日

西予市長 管 家 一 夫

西予市職員の特殊勤務手当に関する条例及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年西予市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「市長が定めるもの」の次に「(令和5年5月7日までに行われたものに限る。)」を加える。

(西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年西予市条例第245号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「掲げるもの」の次に「(令和5年5月7日までに行われたものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

議案第50号

CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事請負契約について

CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月23日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事前審査型一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 172,095,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
15,645,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛媛県松山市余戸中一丁目1番23号
三徳電機株式会社
代表取締役 木下 裕介 |

提案理由

CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事について、工事請負契約を締結しようとするものである。

議案第50号 参考資料

1 工事場所 西予市三瓶町朝立1番耕地337番地13 西予市三瓶文化会館内

2 工事内容

(1) CATV設備機器更新(通信系・放送系)

(2) 無停電電源装置更新

(3) CATV設備に関する回線切替に伴う作業・動作確認

(4) 空調設備更新

(5) 撤去工事

(6) 上記工事に伴う各種業務

3 工事箇所

4階機器室

4 工期

契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで

議案第 5 1 号

西予市土地開発公社の解散について

西予市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 23 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

所期の目的を達成したこと及び近年の社会情勢の変化等により存続の意義が極めて低くなっていることから、西予市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、議会の議決を求めるものである。